



広報

## 川越

7月10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画財政部企画課



昨年行われた国民年金の街頭相談風景

国民年金は、老後の生活や思われる事故などの際に所得の保障をする制度です。

しかし年金を受けるためには、保険料を納めていなければなりませんが、家計が苦しかったり失業や災害などのため、保険料を納められないという例があります。

そこで、このようなときでも年金を受けられるようにするため、保険料納付免除の制度があります。

この免除には二つの方法があります。一つは法律に定められている要件

（国民年金の障害年金や母子福祉

## 国民年金

## 免除制度の活用を

後払いの方法も  
あります

窓口へおいでください。

保険料が納められないからといってそのままにしておきますと、その期間は年金を受けるための資格

期間にはなりません。また、老齢年金の場合は保険料の免除を受けているとき）に該当すれば、届け出をするだけで免除される「法定免除」。もう一つは、納められない事情（所得がないとき、保険料を納めることが著しく困難なとき）があり、その旨を申請して都道府県知事の承認を受けて免除される「申請免除」です。

申請免除の場合には、本人やその家族の所得状況によって認められますので、免除を受けたい方は印鑑を持参し、保険年金課か出張所

年金を受ける権利を失わないよう、また高い年金を受けられるようにするため、保険料を納めることが困難なときは、免除制度や免除後の後払い方法を有効に活用していただくようおすすめします。

## 将来の生活設計

## 二十歳になつたら

## 国民年金に加入しよう

世はまさに年金時代。二十歳になつたばかりの若い人たちの中に、年金のことをくわしく知りたいという方がたいへん増えてきています。

しかし一方では、まだ年金に対する意識が低く、年金というと遠い将来のことだからといって、真剣に考えようとしない人も少なくありません。

最近は、日本人の平均寿命も男女七〇・七歳、女七六・〇歳といわれおり、驚くほど伸びています。

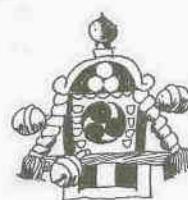
国民年金は国の年金制度で、厚生年金保険や共済組合などの他の年金制度に加入していない、二十歳以上六十歳未満の人は必ず加入することになっています。また、サラリーマンの奥さんなども希望で加入することができます。

このほか国民年金のお尋ねは、保険年金課へどうぞ。

## 納期のご案内

今月は、固定資産税・都市計画税第2期分と国民健康保険税第2期分の納期です。

7月31日までに納めましょう。



## 主な内容

国民年金・免除制度の活用を、納期のご案内ほか

1 P

百万燈ちょうちん祭り、ごみの追放はみんなの心がけで、国保の被保険者証・検認がないと使えません

2~3 P

夏の交通事故防止運動、1ヘクタール未満の開発行為、7月から市が許可、消防組合の消火協力者報償金、テレビの防災番組ほか

4~5 P

写真ニュース、まちのひろば、交流コーナー

6~7 P

第6回勤労青少年の日、巡回市民相談、ウィメラット大生に民泊の提供を、3歳児検診、市民体育祭水泳の部(小学生)ほか

8~9 P

今日は奥様、図書館だより、愛のプレゼント、短歌だよりほか

10 P



(3) 私たちが毎日の生活を送る上でごみを出さない日など考えられません。そして、そのごみの量は年々増える一方で、最近では、全国的にごみ処理が深刻な問題になっています。

手いっぱいの焼却能力

川越市でも、一日当たりのごみ収集量は、毎年十一二十トンの割合で増加し、現在のごみ焼却場の処理能力（一日百三十トン）では、すでに追いつかない状態になっています。

埋立ても用地難

埋立による処理方法は、簡単で比較的経費もかからないのですが、実はこのための用地確保が大きな問題で、経済面、環境衛生面などから適地が乏しく、特に川越市のようないく人口急増都市では、最大の悩みになっています。

そこで市では、大型焼却炉の建設計画を検討するところも深刻化するごみ問題を解決するためには、市民の皆さん一人一人の努力と協力が、どうしても必要です。

ごみは、特に水分が多い





# 第6回 勤労青少年の日

川越勤労青少年ホーム

毎年、七月の第三土曜日は、勤労青少年の日と定められます。これは、働く青少年が明日の勤労意欲を高め、健全な青少年として成長してもらう目的で定められたものです。

ところ:川越勤労青少年ホーム  
とき:七月十九日(土)、午後六時~八時

内容:くま・ころう人形劇団、フォーランス、バザー、模擬店(焼鳥、軽食、とうもろこし)

巡回市民相談

皆さんの身の回りに困りことはありませんか。市民サービス課では、皆さんの困りごと、悩みごとを解決していただけます。また、交通の便などを考へ、市役所へおいでに相談業務を行っています。

7/25・芳野公民館  
この巡回市民相談は芳野地区です。相談は無料ですし、秘密は厳守しますので、お気軽に使われていない品物をより有效地に活用するため、譲りたい方と欲しいという方に市が仲介しようとします。

このたび、消費生活課では、市役所一階ロビーに「不用品交換コーナー板」を設置しました。これは、贈答品等で不用となつて日本風俗・習慣を勉強するため来日します。

期間は、九月下旬から十二月上旬までの約三ヶ月間で、費用一部(約十万円)が同大学から補助されます。

受け入れてくださる方は、八月十五日(金)までに、国際商科大学へお申し出ください。

生徒課(211-1833)へお尋ねください。

ます。

ます



## 市議会第三回定例会から

# 霞ヶ関中学校増築工事

## 請負契約など議案十七件を可決

市議会第三回定例会は、六月十一日午後一時に市役所に招集されました。招集にあたっての件名は「川越市役所出張所設置条例等の一部を改正する条例を定めることについて」ほか十七件でした。

▽ 川越市役所出張所設置条例等の一部を改正する条例を定める  
ことは、川越市と坂戸町及び鶴ヶ島町との境界変更に伴い、名細出張所の所管区域に「大字栄・大字富士見」を加えたもので、それに伴い、川越市農業委員会の選挙による委員の選舉区及び選挙区の定数条例の一部も改正したもので、

▽ 川越市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律等の一部改正にともない、災害弔慰金を支給する遺族災害弔慰金の額、及び災害援護資金の限度額等を一部改正したものです。

▽ 川越市婦人会館条例の一部を改正する条例を定めることについては、婦人会館業務の運営の合理化をはかるため、本条例の第三条第二項にある「館長は非常勤としてその任期は二年とする」を削つたものです。

## 教育事務の一部を大井町に委託

▽ 川越市の学齢児童の一部の教育事務を大井町に委託することに関する協議について

は、福原地区(大字下赤坂字大野原のうち市道第一七八八号線の東側の区域内に居住する児童)の通学の実情を考慮し、大井町(町立西原小学校)にその事務の管理及び執行を委託するため、委託期間や経費の負担など、委託に関する規約を定めたものです。

## 専決処分

▽ 専決処分の承認を求めるについて

は、昭和四十九年度川越市一般会計補正予算(第七号)で、歳入歳出それぞれ七百五十万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ百三十九億六千五百六十二万六千円となつたものです。

▽ 専決処分の承認を求めるについて

は、昭和四十九年度川越市下水道事業特別会計補正予算(第四号)で、歳入歳出それぞれ一千四百八十二万六千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ十四億六千六十万円としましたもので、土地購入費を補正したものです。

▽ 専決処分の承認を求めるについて

は、「川越市税条例」の一部を改正したもので、個人市民税においては控除額の引上げや、障害者、未成年者・老年者・寡婦の方の非課税限度額の引上げ、また法人市民税においては申告納付期限延長の特例などを一部改正したもので、

▽ 専決処分の承認を求めるについて

は、「川越市税条例」の一部を改正したもので、個人市民税においては控除額の引上げや、障害者、未成年者・老年者・寡婦の方の非課税限度額の引上げ、また法人市民税においては申告納付期限延長の特例などを一部改正したもので、

## 補正予算は継続審査

▽ 昭和五十年度川越市一般会計補正予算(第一号)

は、歳入歳出それぞれ八千四百五十万円を追加し、予算の総額を

歳入歳出それぞれ百二十八億八千四百五十万円としたもので、歳入としては「繰越金」の前年度繰越金五千九百五十万円、「市債」の

保健衛生債二千五百万円。

また歳出としては「保健衛生費」の火葬場建設費(本館及び炉体工事の二ヵ年継続初年度分)八千四百五十万円であります。本補正予算については、総務・文教及び厚生の各常任委員会に付託され審査が行われましたが、なお慎重に審査する必要があるため、閉会中審査できる「継続審査」とすることに決定いたしました。

## 市道の認定・廃止等きまる

▽ 川越市道路線の認定について

は、県道川越所沢線の区域変更にともない、新富町二丁目二番地五を起点とし、新宿町一丁目七番地七地先までの延長一七一六メートルを市道として認定したものです。

▽ 川越市道路線の認定について

は、県道鶴井狭山線の区域変更にともない、大字安比奈新田字水久保林二九四番地を起点とし、字

戸加四四〇番地先までの延長三六九メートルを市道として認定したものです。

▽ 川越市道路線の認定について

は、道路新設にともない、大字今福字甲山地内の二路線を市道として認定したもので、

▽ 川越市道路線の認定について

は、大東地区に防衛庁共済組合の住宅団地造成にともない、同団地内の市道十路線を廢止し、新たに十四路線を市道として認定したものです。

▽ 川越市道路線の変更について

は、道路新設にともない、大字豊田新田字引ヶ谷戸地内の市道六

二四〇号線を大字藤倉字大塚下東五〇四番六地先を起点とし、大字

豊田新田字引ヶ谷戸三四七番地先

に至る延長三五八メートルに変更したもので、

▽ 川越市道路線の変更について

は、道路新設にともない、大字

豊田新田字引ヶ谷戸三四七番地先

に至る延長三五八メートルに変更したもので、

▽ 川越市道路線の変更について

は、道路新設にともない、大字

豊田新田字引ヶ谷戸三四七番地先

に至る延長三五八メートルに変更したもので、

▽ 川越市道路線の変更について

は、道路新設にともない、大字

豊田新田字引ヶ谷戸三四七番地先





## 請負契約

▽ 川越市立霞ヶ関中学校増築工事請負契約について

は、川越市立霞ヶ関中学校増築工事入札の結果で、その内容は次のとおりです。

一、契約の目的

川越市立霞ヶ関中学校 増築工事

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金八千五百万円

四、契約の相手方  
岩堀建設工業株式会社

五、工期  
川越市六軒町一丁目  
二番地十

三、契約の方法  
指名競争入札

四、契約の金額  
金四千万円

五、工期  
川越市新富町二丁目  
三十番地一

三、契約の方法  
指名競争入札

四、契約の金額  
金四億一千三百万円

五、工期  
川越市新富町二丁目  
三十番地一

三、契約の方法  
指名競争入札

四、契約の金額  
金一億一千三百万円

五、工期  
川越市新富町二丁目  
三十番地一

三、契約の方法  
指名競争入札

四、契約の金額  
金二億三千三百万円

五、工期  
川越市新富町二丁目  
三十番地一

三、契約の方法  
指名競争入札

四、契約の金額  
金三億二千三百万円

五、工期  
川越市新富町二丁目  
三十番地一

## 一般質問

市議会第三回定例会には、つぎの議員からそれぞれ一般質問がおこなわれました。

新山昌司議員 一、統一地方選挙について

安田謹之助議員 二、医療問題について

市立診療所及び周辺の問題について

中里甲子寿議員 二、市立内外の諸事故と対策について

佐藤伸治郎議員 三、議定線と家並保存について

(旧文のその後について) 一、旧河川の利用について

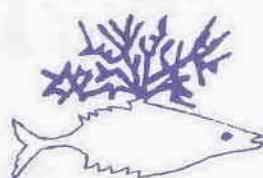
間仁田春二議員 二、都市計画について

高橋正平議員 三、環境衛生について

大泉清議員 二、青少年を守る会本部と具体的な対策について

山口登議員 三、市民会館使用許可について

## 市議会日誌



## 公平委員会委員を同意

同意を求めるごとに

本市議会の最終日(六月三十日)  
に、地方公務員法第九条第二項の規定により、次の委員を同意しました。

▽ 公平委員会委員の選任につき  
大正十年三月二十五日生

行定崇治

▽ 公平委員会委員の選任につき  
大正十年三月二十五日生

大正十年三月二十五日生

二百四十日  
△ 川越市江戸川流域都市下水路築造工事委託契約について

は、川越市江戸川流域都市下水路築造工事を委託するもので、その内容はつぎのとおりです。

一、契約の目的

川越市江戸川流域都市下水路築造工事

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
東武鉄道株式会社

五、工期  
昭和五十一年度から

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和五十二年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和五十三年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和五十四年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和五十五年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和五十六年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和五十七年度まで

三百五十日  
△ 川越市江戸川流域都市下水路築造工事委託契約について

は、川越市江戸川流域都市下水路築造工事を委託するもので、その内容はつぎのとおりです。

一、契約の目的

川越市江戸川流域都市下水路築造工事

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
東京都墨田区押上

五、工期  
昭和五十九年度から

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和六十一年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和六十二年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和六十三年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和六十四年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和六十五年度まで

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約の金額  
金三億二千三百万円

四、契約の相手方  
川越市江戸川流域都市下水路築造工事

五、工期  
昭和六十六年度まで